# 6 体育・健康安全に関する指導

(1) 学校体育・スポーツ

# 基本的な考え方

小学校学習指導要領総則には、「学校における体育・健康に関する指導を、 児童の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うこと により、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の 充実に努めること。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関す る指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導について は、体育科、家庭科及び特別活動の時間はもとより、各教科、道徳科、外国 語活動及び総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切 に行うよう努めること。」と示されており、中学校、高等学校にも同様の内 容が示されている。

それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮しなければならない。

# 学校体育の基本方針

学校体育の基本方針は、心と体を一体として捉え、生涯にわたって心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を育てることである。

そのためには、児童生徒の個々の実態を把握した指導を基盤とし、体育的行事、運動部活動等との連携をはじめとする学校教育全体を通じて教科体育の充実を図ることが大切である。

#### 京都府の取組

京都府教育委員会では、「体力向上推進プロジェクト」に基づく体力・運動能力の向上に係る取組を推進している。各学校においては、「新体力テスト」等の結果を活用し、児童生徒に自己の体力や運動能力について理解させるとともに、各学校の現状を的確に把握・分析し、学校教育活動における様々な機会を通じて体力・運動能力の向上を図ることが必要である。

特に小学校では「京の子ども元気なからだスタンダードPLUS+」(平成25年3月)及び「まゆまろ体操」(平成29年3月)や「運動遊びガイドブック」(平成29年3月)を活用し、子どもたちの身に付けるべき基本的な身体動作からつまずきの改善を図り、運動習慣の確立及び体力・運動能力の向上に取り組むとともに、体育指導力向上に関する実技研修会の開催等により授業の工夫改善を図っている。

「京の子ども元気なからだスタンダードPLUS+」等を参考に実践してみよう。 保健体育課ホームページ(<u>https://www.kyoto-be.ne.jp/hotai/cms</u>) からダウンロード可

〔「新体力テスト」と「京の子ども元気なからだスタンダード及びスタンダードPLUS+」の違い〕

	新体力テスト	スタンダード及びスタンダードPLUS+
ねらいや	①体力・運動能力の現状を明らかにする。	①身体動作の獲得状況を明らかにする。
特色	1)1)1)1 1)1 1)1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	・動作の出来ばえ、他者との連携の様子な
	どを知ることができる。	どを知ることができる。
	②数値で表す。	②数値では表せない。
対 象	小学校、中学校、高等学校	小学校3・4年生及び5・6年生

# 教科体育の指導に当 たって

教科体育の指導においては、学習指導要領の趣旨を踏まえ、各校種における発達の段階を考慮した内容とするとともに、個々の教員によって指導や評価の内容に差が生じることのないよう、事前に適切な指導と評価の計画を作成する必要がある。

また、小学校学習指導要領解説体育編に示された「楽しく、安心して運動に取り組むことができるようにし、その結果として体力の向上につながる指導等の在り方について改善を図る。その際に、特に運動が苦手な児童や運動に意欲的でない児童への指導等の在り方について配慮する。」を踏まえ、児童生徒の「よしっ!」「さあ!」「やってみよう!」という楽しく前向きな気持ち(スポーツごころ)を持つ意識改善や行動変容が「体力向上の鍵」となるよう、全ての校種において授業改善に取り組むことが大切である。

併せて、誰もが運動に親しみ、進んで体を動かそうとする態度をはぐくむ ために、以下の点に留意することが大切である。

# 留意事項

- ○指導と評価の一体化 (PDCAサイクル)
  - ・到達目標を明確にした指導と評価計画を立案、実践する。
- 【P:計画、D:実行】
  - ・具体的な評価規準に基づき評価する(状況把握)。

# 【C:評価】

・評価結果により現行計画を修正し、後の指導と評価の計画を改善する。

### 【A:改善】

- →授業の改善に向けて、指導の過程における評価方法を工夫する。
- ○育成する能力や動きの明確化
  - 各教材の特性となる能力や動きを把握する。
    - → (例) 「サッカー (教材) を通じて○○する能力 (動き) を育成する。」
- ○評価の妥当性
- ○安全の確保
  - ・起こりうる事象を予見し、人的要因と環境要因に対して適切な対策を講 じ、事故防止に努める。
- ○準備運動・整理運動の確実な実施
  - ・準備運動や整理運動は、児童生徒のけがや事故発生の予防につながると ともに、特に整理運動は、心身を落ちつかせ、次の授業へ向けた準備を 整える意味があることから、毎時間確実に実施するように努める。

#### スポーツごころ

「スポーツごころ」とは、「感動」「楽しみ」「向上」「健康」「挑戦」「つながり」「公正」といった、人々の日々の生活の中での「よしっ!」「さあ!」「やってみよう!」という前向きで積極的な心のありようの総称である。京都府教育委員会では、「スポーツごころ」をテーマとしたスポーツ施策を総合的かつ計画的に推進している。

#### 《参考資料》

- □「令和6年度体育指導力向上研究事例報告書」(京都府教育委員会 令和7年3月)
- □「第2期京都府スポーツ推進計画」(京都府教育委員会 令和6年3月)

# 6 体育・健康安全に関する指導 (2) 学校保健

# 基本的な考え方

学校保健は、保健教育及び保健管理の諸活動を通して児童生徒の健康の保持増進を図り、学校教育目標の達成に寄与することを目指して行われる。その活動の円滑な実施と成果の確保のために、全教職員の共通理解に基づいて役割を明確にした上で組織的に活動を推進するとともに、家庭及び地域の関係機関等との連携を密にするための組織活動の充実が求められる。

# 保健管理

保健管理は、学校保健安全法等の法令に基づき、児童生徒の健康及び学校環境の管理を行うものである。全教職員の協力の下に実施されるべきもので、健康観察、健康相談、健康診断の実施、感染症の予防、救急処置、学校環境衛生の活動が挙げられる。

# 保健教育

保健教育は、児童生徒の発育・発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行われる必要がある(次頁表参照)。

教科における保健教育は、学習指導要領の目標の実現を目指し、現在及び 将来の生活において自他の健康に関心を持ち、その大切さについての認識を 深めるとともに、健康に関する課題に対して保健の知識及び技能等を習得、 活用して、自他の健康の保持増進や回復を目指して的確に思考、判断し、そ れらを実現することができるような資質・能力の育成を図ることを目指す。

特別活動における保健教育は、健康・安全についての意識向上と、健康・安全な生活を送るためのより具体的な実践力の育成を目指すとともに、教科で学んだことや健康生活の実態に基づき現在の生活を健康に送るための具体的な課題解決方法の習得を目指す。

保健教育を組織的かつ計画的に進めるためにも、学校の教育活動全体を通じて主に集団の場面での必要な指導や援助を行うガイダンスと、個々の児童生徒が抱える課題を受け止めながら、その解決に向けて主に個別の会話・面談や言葉かけを通して援助や指導を行うカウンセリング機能を充実していくことが大切である。

#### 組織活動

学校保健活動は、全教職員が学校保健に関する共通理解に立ち、それぞれの責任を明確にし、互いに連携を保ちながら協力して行うことが大切である。また、児童生徒が生涯を通じた健康づくりを推進していくためには、家庭との連携が重要であり、児童生徒の現代的な健康課題に適切に対応するためには、地域の関係機関を含めた地域レベルでの連携が必要である。

組織活動として機能を発揮するためには、次の点が大切である。

- 1 校内における教職員の協力体制を確立するとともに、学校保健に関する 校内研修を充実させる。
- 2 家庭との連携を図る。
- 3 地域社会との連携を図る。

4 学校保健委員会の組織化と運営の活性化を図る。

学校保健委員会は、学校における健康に関する課題を研究協議し、健康づくりを推進するための組織であり、校長、養護教諭、栄養教諭・学校栄養職員等の教職員、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、保護者代表、児童生徒、地域の保健関係機関の代表等を主な委員とし、保健主事が中心となって運営する。この学校保健委員会を通じて、学校内の保健活動の中心として機能するだけではなく、学校、家庭、地域の関係機関等の連携による効果的な学校保健活動が展開されることが期待できる。

資料⑦ P162

# 〈薬物乱用防止教育の徹底〉

府内児童生徒の大麻取締法違反での相次ぐ検挙事案を受け、薬物乱用防止教育の徹底について通知してきた。しかしながら、府内少年の同検挙数人員は高止まり状態で、少年への大麻の蔓延が懸念されることを踏まえ、府内全ての学校で薬物乱用防止教室を年度当初に実施するとともに、家庭・保護者はもとより、警察や学校薬剤師等関係機関との連携を強化し、教科等横断的に学校教育活動全体で薬物乱用の根絶に向けた取組を徹底する必要がある。

# 保健教育における教科学習と指導

	保健教育における教科学習	保健教育における指導
目標	健康を保持増進するための基礎的・基本的事項 の理解を通して、思考力、判断力、意思決定や行 動選択等の実践力の育成を図る。	日常の生活における健康問題について自己決定し、 対処できる能力や態度の育成、習慣化を図る。
内 容	学習指導要領に示された教科としての一般的で 基本的な心身の健康に関する内容	各学校の児童生徒が当面している、または近い将来 に当面するであろう健康に関する内容
教育課程への位置付け	体育科保健領域(小学校)保健体育科保健分野(中学校)、保健体育科科目保健(高等学校)、 関連教科等	特別活動の学級活動、ホームルーム活動を中心とした教育活動全体
進め方	年間指導計画に基づき、身近な日常生活の体験 や事例等を用いた話合い、ブレーンストーミング、 実習、実験等多様な指導方法を工夫して進める。	学校の実態等に応じて、個人、集団を対象とする。発達段 階に応じて、取扱う内容、適切な時期や機会を設定し、計画 的に実施する。
指導者	学級担任、教科担任、兼職発令を受けた養護教 諭等	学級担任、養護教諭、栄養教諭・学校栄養職員、 学校医、学校歯科医、学校薬剤師等

# 《参考資料》 「新型コロナウイルス感染症の予防~子供たちが正しく理解し、実践できることを目指して~」 (文部科学省 令和4年3月改訂) 「高等学校保健教育参考資料 改訂『生きる力』を育む高等学校保健教育の手引」(文部科学省 令和3年3月) 「中学校保健教育参考資料 改訂『生きる力』を育む中学校保健教育の手引」 (追補版)「感染症の予防~新型コロナウイルス感染症~」(文部科学省 令和2年3月) 「小学校保健教育参考資料 改訂『生きる力』を育む小学校保健教育の手引」(文部科学省 平成31年3月) 「保健教育における個別指導の考え方、進め方」(日本学校保健会 令和6年3月) 「保健教育における個別指導の考え方、進め方」(日本学校保健会 令和6年3月) 「保健教育の指導と評価 令和4年版」(日本学校保健会 令和5年3月) 「喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する指導参考資料 高等学校編」(日本学校保健会 令和3年度改訂) 「喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する指導参考資料 中学校編」(日本学校保健会 令和2年度改訂) 「喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する指導参考資料 小学校編」(日本学校保健会 令和元年度改訂)

# 6 体育・健康安全に関する指導

(3) 学校安全•危機管理

#### 基本的な考え方

学校安全は、児童生徒等が、自他の生命尊重を基盤として自ら安全に行動し、他の人や社会の安全に貢献できる資質や能力を育成するとともに、安全を確保するための環境を整えることをねらいとしている。そのため学校安全の活動は、安全教育、安全管理、組織活動の三つの主要な活動から構成され、学校保健安全法第27条による学校安全計画に基づいて実施されている。

# 学校安全計画

学校安全計画とは、学校における児童生徒等の安全確保を図るため、施設・ 設備の安全点検、安全指導及び教職員研修等に関する事項が記載されたもの である。安全な生活を営む正しい判断力と行動力を養うため、防犯を含む生 活安全、交通安全、災害安全(防災と同義)の三つの領域に関する安全教育 と安全管理を進めることが大切である。

# 防災教育推進の視点

- 1 実効性のある防災に関する取組
  - (1) 多様な想定に基づく避難訓練の検討と実施
  - (2) 訓練方法の工夫
  - (3) 訓練後の検証
- 2 危険等発生時の対処の見直し
  - (1) 対応チームの編成
  - (2) 危険等発生時の対処行動
  - (3) 登下校時、在宅時に発生する災害における対応
  - (4) 原子力災害発生の場合の対応(参考)

(京都府教育委員会 平成23年6月)

#### 安全教育と安全管理

安全教育は、学校教育活動全体を通して安全に関する資質・能力をはぐくむことを目指しており、安全管理は、児童生徒の安全を確保するための環境を整えることをねらいとしている。例えば、安全管理として把握した、児童生徒等の安全に関して望ましくない行動から、適切な行動や実践について考えさせるなどの安全教育につなげるといった一体的な活動を展開することによって、学校安全の確保を図ることが重要である。

#### 危機管理

学校は、学校管理下で発生する事故災害に備え、事前、発生時、事後の適切な対応を行うために危機管理体制を確立しなければならない。

まず、事故災害を未然に防ぐために、日常的に校内の安全点検や巡回等を 実施し、必要な安全対策を講じるとともに、教職員が様々な危機に迅速かつ 適切に対処できるよう、救急車の要請及び管理職への報告等を含む校内連絡 体制の確認を行い、「危険等発生時対処要領」(危機管理マニュアル)につ いて、校内の全教職員が共通理解をしておく必要がある。

事故災害等が発生した場合は、迅速な初動対応が最も大切であることから、 学校は、「危険等発生時対処要領」に沿って、危機管理責任者である校長を 中心に対応チームを機能させ、児童生徒等の安全を確保し、速やかな状況把 握、応急手当、被害の拡大の防止・軽減等を行う。また、保護者及び関係者 への連絡・説明を速やかに行う。 事後には必要に応じて児童生徒等への心のケアを十分に実施することが重要である。また、発生原因の究明や従来の安全対策の検証を行うとともに、 再発防止対策に万全を期す必要がある。

# 学校安全推進上の留 意点

安全は、教育と管理を一体のものとして行うことによって維持するものである。学校管理下における事故災害の実態を見ると、不可抗力といった要素もあるが、安全教育あるいは安全管理が徹底されていれば、未然に防止できたと思われる事例もある。

また、同一校で類似の事故災害が再発している事例もある。事故災害の再発を防止するために、原因を究明し、その予防や対応を検討することが必要である。さらに、検討した結果を安全教育及び安全管理に生かすようにする。しかし、事故防止を考えるあまり、管理的側面が強調されて禁止事項が多くなり、本来積極的であるべき教育活動や計画が消極的になってしまうことは避けなければならない。

児童生徒等の安全を守るために、各学校において作成した学校独自の「危険等発生時対処要領」(危機管理マニュアル)を防犯・防災訓練等を通して検証し実効性の高いものへ改善するとともに、登下校時及び学校内の安全確保に努める必要がある。

さらに、学校安全の推進については教職員のみの取組では十分でないため、 児童生徒等の保護者、関係機関・団体及び地域住民等と共同訓練を実施する 等の連携を図ることが重要である。

# 学校安全の三つの領域

〇生活安全 生活安全(防犯を含む)に関する指導は、各教科、日常生活で起こりうる、事件・事故 の内容や発生原因、被害防止と安全の確保の方法について理解させるとともに、不審者から危害を加えられる事件、誘拐や傷害等の犯罪被害防止等防犯に関する指導も含めて行う ものである。

○交通安全 交通安全に関する指導は、発達段階に応じて、様々な交通場面における危険について理解させ、安全な歩行、自転車・二輪車の利用ができるようにするとともに、交通社会の一員としての責任と義務について理解を深めることができることを目指して行うものである。

〇災害安全 災害安全に関する指導は、自然災害や火災、原子力災害に関する内容を取り扱い、様々な災害発生時における危険について理解させ、正しい備えと適切な判断ができ、地域社会の一員として自主的に行動する態度を身に付けさせることを目指して行うものである。



#### 《参考資料》

- □「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」(文部科学省 令和3年6月)
- □「学校安全資料『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」(文部科学省 平成31年3月改訂)
- □「学校の危機管理マニュアル作成の手引」(文部科学省 平成30年2月)
- □「学校防災マニュアル(地震・津波災害)作成の手引き」(文部科学省 平成24年3月)
- □「いのちを守る『知恵』をはぐくむために〜学校における安全教育の手引〜東日本大震災の教訓を踏まえて-原子力防災編-」(京都府教育委員会 平成27年4月)
- □「いのちを守る『知恵』をはぐくむために〜学校における安全教育の手引〜東日本大震災の教訓を踏まえて」

(京都府教育委員会 平成24年1月)

# 学校給食の役割

# 6 体育・健康安全に関する指導

# (4) 学校給食

学校給食は、成長期にある児童生徒の心身の健全な発達のため、栄養バランスのとれた豊かな食事を提供することにより、健康の増進、体位の向上を図ることはもちろんのこと、児童生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものである。

また、学級担任や他の児童生徒とともに食事し共通の体験をすることから、食に関する指導を効果的に進めるための重要な教材として、給食の時間はもとより各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間・総合的な探究の時間及び特別活動等において活用することができる。

特に、給食の時間では、準備から後片付けの実践活動を通して、計画的・ 継続的な指導を行うことにより、児童生徒に望ましい食習慣と食に関する実 践力を身に付けさせることができる。

さらに、学校給食に地場産物を活用したり、地域の郷土食や行事食を提供したりすることを通じて、地域の文化や伝統に対する理解と関心を深めることが期待できる。

【給食の時間に行われる食に関する指導】

「給食指導」

- ・食事のマナー(「正しい箸の使い方」「楽しく食べよう」「正しい食器の並べ方」等)
- ・感謝して食べよう (「いただきます・ごちそうさまの意味」「食べ残しをなくす工夫について」等)
- ・給食の準備 (「給食当番にふさわしい身じたく」「みんなで準備しよう」等) 「食に関する指導」
- ・給食の栄養(「食べ物の3つの働き」「主食・主菜・副菜を調べてみよう」等)
- ・行事食・郷土食・地場産物(「きせつのごちそう(行事食)」「地域に伝わる食べ物を大切にしよう」等) ト

資料⑨

# 学校給食の管理 栄養管理

栄養教諭・学校栄養職員等は、学校給食栄養管理者として、適切な栄養管理がなされた給食を提供するよう努めなければならない。そのためには、国の学校給食実施基準に示されている学校給食摂取基準や食品構成、食事内容の充実等に配慮するとともに、喫食者の集団の特性を把握し、成長曲線等を活用した栄養量の策定を行うことが大切である。特に摂取しにくい栄養素(鉄、食物繊維、カルシウム、マグネシウム等)については、これらの供給源となる食品の積極的な使用も考慮することが必要である。

学級担任は、学級に配分された給食を等分に配当することを基本とするが、 栄養教諭・学校栄養職員、養護教諭、給食主任等と連携し、児童生徒の個々 の健康及び生活活動等の実態や残食の状況等を考慮して提供する必要があ る。

# 安全管理

学校においては、学校給食を取り巻く危機(食中毒、異物混入、食物アレルギー、窒息事故等)の発生の予防に努めるとともに、発生時の対応に万全を期すため、日頃から指導を徹底し、児童生徒の身近な生活に注目させ、健康で安全な生活習慣や態度の確立を図ることが大切である。また、事故発生時の校内連絡体制を確認し、不測の事態が生じた場合は、常に校長や副校長・教頭、保健主事、養護教諭、栄養教諭・学校栄養職員等と連携を図って対応しなければならない。

# 食中毒等の発生の予防

〇手洗いの励行

食中毒、感染症の病原菌等は、汚染された手や指から他に広がることが多い。日常生活において、食事前や用便後等に手洗いを励行する習慣を身に付けるよう指導する。

〇配膳時の注意

エプロン、帽子、マスク等の着用を義務付け、食器や食べ物を衛生的に扱うなど安全・清潔に留意させる。給食当番の児童生徒については、特に、健康状態に注意する(下痢、発熱、腹痛、嘔吐等感染症が疑われる症状のある場合は給食当番を代えるなどの対応が必要である。)。

○飲食物に対する注意

安全で衛生的な食品の選び方や食中毒等にも目を向け、自分の健康に気を付けるように指導する。

〇患者の早期発見

児童生徒等からの異常の訴えや、早退者の状況及び欠席届の内容等について常に留意し、同様の健康異常を訴える者が多くないかを把握するとともに、異常を疑った場合には、校長や副校長・教頭、保健主事、養護教諭、栄養教諭・学校栄養職員等に速やかに報告・相談することが大切である。

○集団発生の際の措置

校内組織等による取組体制の下、学校医及び保健所等の関係機関と連携し、一体となって患者の措置に万全を期さねばならない。また、保護者やその他関係機関等に対しては、患者の集団発生の状況を周知させ、協力を求めるようにする。その際、プライバシー等人権の侵害が生じないように配慮することが大切である。

# 食物アレルギーを有 する児童生徒への対 応

学校には各種のアレルギー疾患を有する児童生徒がいることを前提とした 取組が必要である。学校給食は、必要な栄養を摂る手段だけではなく、児童 生徒が「食の大切さ」や「食の楽しさ」を理解する生きた教材としての役割 も担っている。したがって、食物アレルギーを有する児童生徒も他の児童生 徒と同じように給食を楽しめることを目指すことが大切である。しかし、食 物アレルギーへの対応は、時として命にも関わる症状(アナフィラキシーショック等)を招く重大な事故につながる可能性があることから、事故を未然 に防ぐために、学校においては安全性を最優先し、全教職員が食物アレルギーに対する正確な知識に基づいた適切な対応を組織的に行うことが重要であ る。

#### 《参考資料》

- □「食に関する指導の手引-第二次改訂版-」(文部科学省 平成31年3月)
- □「小学生用食育教材『たのしい食事つながる食育』」(文部科学省 平成28年2月)
- □「中学生用食育教材『「食」の探究と社会へのつながり』」(文部科学省 令和3年3月)
- □「学校給食における食物アレルギー対応指針」(文部科学省 平成27年3月)
- □「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」(日本学校保健会 令和元年度改訂)
- □「推定エネルギー必要量算出及び体格の評価表」(京都府教育委員会 令和6年1月)
- □「学校等における食物アレルギー対応の手引」(京都府教育委員会 平成29年3月)及び追記分「まわりの児童生徒への指導及び関連法等」(京都府教育委員会 平成31年3月)